



弁護団だより

みんなして

No.39 発行 2015年4月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
3月25日 ローマ法王、原発事故は「バベルの塔」と警鐘	3月24日 第11回期日（福島地裁）
4月03日 東京地検、政府の証言記録公開を受け、福島原発訴訟団が追加告訴していた当時の東電津波対策担当者や原子力安全・保安院の元幹部ら9人について不起訴処分	3月28日 公害弁連総会・シンポジウム（福島市）
4月06日 檜葉町、解除に向けた「準備宿泊」始まる	4月09日 弁護団会議（東京）
4月14日 福井地裁、高浜原発の再稼働を認めない仮処分決定	4月12日 検証準備現地調査（浪江町、双葉町、 ～13日 大熊町、富岡町、南相馬市、福島市）
	4月13日 原告団・弁護団合同会議（福島市）

国・東電の反対尋問もなんのその！

～ 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第11回期日の報告 ～

1. 多彩な顔ぶれが集まった事前集会

3月24日、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の第11回期日が、福島地方裁判所において開かれました。この日も、国と東電から書面が提出されました。

国の書面は、私たちが、平成3年の事故（配管から水が漏れ非常用ディーゼル発電機が浸水した）を受けて、津波による浸水など外部事象から電源設備を守る対策をとるべきであったにもかかわらず対策をとらなかったことをもって違法とする点について、平成3年の事故と今回の事故とはメカニズムも規模も違うものであり、内部からの浸水と外部浸水とは評価も対策もまったく異なるとし、シビアアクシデントについても、平成24年の法改正に至るまでシビアアクシデント対策は法規制の対象となっていなかったため、そのような規制に基づいて対策をとるよう命令を発する規制権限を有していなかったとするものです（準備書面10）。

また、原告本人尋問について、尋問予定者が原告らの被害類型を代表するものなのか不明である、陳述書が出揃わないと尋問の要否について意見が言えないとしています（人証申出に対する意見書）。

東電の書面は、原告本人尋問について、原告らに共通する被害を立証するためのものであるため10数名の尋問で足りるとし、尋問対象者は市町村などまとまりのある地方につき1名を選べばよいとし、自死遺族については個別性が強く共通被害の立証には不適當



であるから尋問対象者から排除すべきだとするもの（原告本人尋問の申出に対する意見書）、専門家証人の証人尋問についてはすでに多数の文献などが書証で提出されていることから不要であるとするものです（人証申出に対する意見書）。



期日当日は、3月下旬にもかかわらず3度と寒く風も強い一日となりましたが、あぶくま法律事務所前には約400名の原告団・支援者が集まりました。前回に引き続き、映画『あいつとまじ』の脚本を務めた井上淳一さん、ラジオ福島アナウンサーの大和田新さん、元NHKキャスターの堀潤さん、東京演劇アンサンブルの劇団員24名が駆けつけたほか、「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団、原発事故被害救済千葉県弁護

団、福島原発被害首都圏弁護団にも参加していただきました。さらには、岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』の著者である添田孝史さん、おしどりマコ・ケンさん、かもがわ出版編集長の松竹伸幸さんも参加され、法廷に入りきれなかった方々が参加する講演会の講師である同志社大学教授の浜矩子さんも横断幕を持って行進に加わっていただきました。多彩なゲストによるリリースピーチが行われ、長く列の続く行進で裁判所へと向かいました。

2. 2名の専門家に対する反対尋問と被害評価に関する試案の提示

この日の期日では、2名の専門家証人に対する反対尋問が実施されました。

中京大学教授で社会学が専門の成元哲証人は、前日期日において、高線量地域以外でも様々な被害が出ていることを、アンケート調査など各種の調査結果から明らかにしていました。国と東電は、アンケート調査の方法や評価、日常生活の変化についての評価などについて尋ね、「育児のストレスや子供の問題行動で母親が抑うつ的になっているのではないか」などと、放射線と健康被害との関連をもっぱら薄める質問に終始。放射線被害に正面から向き合わない国と東電の姿が露わになりました。

元中央大学教授で核燃料化学が専門の舘野淳証人は、前日期日において、安全の要としての冷却システムの脆弱性や、わが国における安全を軽視した原子力発電推進の歴史をふまえ、今回の事故の発生とその原因、事故の回避可能性などについて述べていました。これに対し、国と東電は、「スリーマイル事故後、調査報告書をまとめたことを知っているか」など舘野証人の専門外の知見のなさを裏づけようと“探索的”な質問を繰り返しました。舘野証人は、これまで研究者と交流してきた蓄積から幅広い知見をもとに的確に回答。予見可能性に基づく対策を怠ってきた国と東電の責任を浮き彫りにしました。さらに、裁判所は補充尋問の場面で、平成3年に起きた福島原発の非常用発電機の水没事故に言及。舘野証人に対し、「この事故から何を教訓とすべきだったのか」と質問するなど、私たちが主張している非常用電源の「独立性」について関心を示しました。

反対尋問に続く弁論において、裁判所は、精神的損害を評価するための指標を提示しました。提示されたのは、年齢、性別、事故時の居住地、避難の有無、事故時の職業など約10項目。昨年提示された指標では書き込まれていた「放射線量」の項目は今回カットされ、裁判所は、原告と被告の双方に対して指標についての意見を求めました。

さらに、この日、私たちが申請していた都司嘉宣・元東京大学地震研究所准教授（地震災害学）の証人採用が決定されました。

3. 次日期日に向けて

次日期日では、都司証人に対する主尋問が行われます。専門家証人もすでに4名が採用され、専門家証人に対する尋問も佳境を迎えつつあります。

次日期日は、5月19日（火）です。ぜひご参加ください！！（弁護士 馬奈木巖太郎）

なりわい訴訟に寄せて

おしどりマコ



私たちは、よしもと所属の芸人ですが、原発事故や様々な社会問題取材をしています。2011年から東京電力の記者会見に通い詰めている私たちは、いつの間にか、最多出席記者になっており超ベテラン。しかし、原発事故の取材をしてから、漫才の仕事はどんどん無くなりました。TVの有名演芸番組の作家をしている先生から「原発に触れるかぎり、絶対にTVには出さん！」とすれ違いざまに言われたり。私たちが出演する番組のロケ直前に「広告会社からクレームがついて『おしどりを出すな』となって、ごめんね」と言われたことも。富山県に漫才の営業に行くと、北陸電力から身分照会がきたこともあります。原発反対、とか言っているわけではなく、単に原発事故の取材をしているだけで、どうしてこんなことになっちゃうの？ 私たちも「なりわいを返せ！」と言わねば！

なぜ、取材をしているか、といえは、漫才をしたいからです。私たちの師匠は、第二次世界大戦を経験していました。当時は「国策漫才」という戦争バンザイの漫才で。ネタは面白いんですけど、伝えるメッセージは、戦争推進でいいの？ と質問しました。「当時の師匠がたは、この漫才をムリやりやらされてたんですか？ それとも戦争に心から賛同してたんですか？」。すると答えは「芸人は、国のために喋ったらあかん、目の前のお客さまの幸せのために喋らなあかん、そこを間違えるな」。

原発事故のあとの劇場で「原発、爆発という言葉を使うな」という指示が出たとき、あ、これは国策漫才になるな、と師匠の言葉を思い出したのです。国のためじゃなく目の前のお客さまのことを考えなくちゃ、でも実情はどうなってんの？ と取材を始めました。

取材を始めてから、どんどん恥ずかしくなりました。原発事故が起こってから、酷い世の中になったんじゃない。事故前から同じで、私が知らなかっただけ。原告団長の中島孝さんの「私たちの求める原状回復、それは単に事故前の2011年3月10日に戻せということではありません。その日に戻っても今のままではまた事故は繰り返される」という言葉には超同意です！ 「私、今取材してますけど、本当は芸人なんですよー」と言うと、中島さんは「俺も！ 今裁判してるけど、本当は魚屋！」と返されました。中島さん好き！

いわき市のママの言葉で、私のテーマとなっていることがあります。「無関心層っていうけれど、それは原発事故前の我が姿よ。急に被害者になって、みんなが分かってくれないって言っても、自業自得よ」。今、私は原発事故の取材はしているけれど、他の様々な問題については大部分の無関心層です。そして、原発事故前に気づけるきっかけはたくさんあったのにやりすごしてきたのです。DVD収録されるはずの君が代のネタが全カットになったとき、自衛隊派遣の批判ネタをNHKでして注意されたとき、「そんなもんか」と流していた自分が悪かった。

怒る、ということは面倒ですけど重要なことです。自分と同じ目に他の人が遭わないよう怒る。社会のために未来のために怒る。様々な原発事故の裁判を取材して思いますが、原告になったって、得なことはちっともありません。時間もパワーもお金も使うし。でも「なりわいを返せ！」と立ち上がってくださった方々、本当にありがとうございます。裁判を起こしたくても起こせない沢山の方々の代わりに怒ってくださっています。私は、不勉強の贖罪と、事故前の自分を動き出させるための記事を書き続けようと思います。よろしく願いいたします！





模擬裁判を観て

おしどりケン

実際に進行中の裁判「生業訴訟」の疑似裁判劇を見ました。

なんと、実際の原告の方々が原告役として出演しておられました！ 本物の裁判と違って意見を裁判官にだけ向けるのではなく国側、東電側にもぶつけてOK。極め付けは、傍聴席に見立てた客席からのヤジもOK！

国側役からの心無い回答や東電役からの無責任な発言に会場からは、「ひどいー！」「ふざけるな！！」「問題はそこケ！」とのヤジと爆笑。笑いで一つになった会場から、原告団の方々の優しい思いと、もう黙ってはいない、という強い決意を感じました。ありがとうございました。

「なりわいネット」のリーフレットができました！

このたび、「なりわいネット」のリーフレットが完成しました。

「なりわいネット」とは、生業訴訟の意義や目的に共感し、この取り組みを他人事としてではなく、私たち自身の課題でもあるとして、裁判を支援し、一緒になって取り組んでくださる方々の会です。

かもがわ出版編集長の松竹伸幸さん、脚本家の井上淳一さん、元東電社員の運池透さん、元NHKキャスターの堀潤さん、『永続敗戦論』の作者の白井聡さん、京都大学助教の今中哲二さんなど多数の方に呼びかけ人となっていました（今後も呼びかけ人の方は増えていく予定です）。

この会は、原告団をサポートしてだけでなく、原告団とともに原発事故による被害の回復や脱原発を目指していくことを目的としています。

原告団・弁護団としては、この裁判を勝ち抜き、住民の命や健康よりも経済活動を優先させる、そんな社会を変えていきたいと考えています。そのために今後も全力を尽くします。

一人でも多くの方に、私たちの仲間になっていただきたいと願っています。ぜひ「なりわいネット」にご参加ください。



第12回口頭弁論期日（5/19）のお知らせ

今回から、裁判長が変わります。これにともない「弁論の更新」を行い、原告団と弁護団から意見陳述し、あらためてこの訴訟の意義や被害の実態を伝えます。新しい裁判長にも国と東電の責任をきちんと判断してもらうために、大勢で裁判所を埋め尽くしましょう！

<当日のスケジュール> ※詳しくは、「第12回期日（裁判）のお知らせ」をご覧ください。

- 11:30 あぶくま法律事務所に集合
- 12:20 裁判所へ行進
- 12:30 傍聴券の抽選

【裁判所】

- 13:15 都司証人 主尋問
- 15:30 原告・弁護団 意見陳述

【音楽堂】

- 13:15 白井聡さん 講演会
- 15:45 原告団小劇場（村芝居）

- 17:30 報告集会
（裁判進行により、時間変更の可能性あり）

※題字「みんなして」は、大住広太弁護士の筆によるものです。